

指定管理者の指定について

下記のとおり霧島市障害者福祉作業所あいご園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年12月9日提出

霧島市長 前田 終 止

記

- 1 対象施設名 霧島市障害者福祉作業所あいご園
- 2 指定管理者 霧島市国分中央三丁目33番10号
社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

（提案理由）

障害者福祉作業所あいご園においては、霧島市社会福祉協議会により、障がい者等とその家族に対して、いきいきとした生活が送れるよう、また、その能力に応じて社会性適応訓練、生活指導と保健福祉の普及・啓発が展開されているところであり、引き続き同社会福祉協議会を指定管理者に指定することにより、障がい者等のニーズを反映した管理運営が見込まれることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 施設概要

- ① 施設名 霧島市障害者福祉作業所あいご園
- ② 位置 霧島市溝辺町有川923番地
- ③ 建築年度 平成14年度
- ④ 構造・面積 木造平屋建 100㎡
- ⑤ 設置目的 市内に居住する障がい者の社会参加の促進及び福祉の向上を図るため設置

2 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
 - 名称 社会福祉法人霧島市社会福祉協議会
 - 代表者 会長 松枝 洋一郎
 - 所在 霧島市国分中央三丁目33番10号
- ② 組織
 - 設立 平成17年度
 - 認可 平成17年11月7日法人認可
 - 設立目的 霧島市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図り、地域福祉の推進を図るため設立
 - 職員数 185人（内訳）職員26人、嘱託職員55人、臨時職員36人、パート職員68人（平成25年11月1日現在）
- ③ 平成24年度事業実績
 - 受託施設数 国分総合福祉センターほか11施設
 - 受託総金額 109,899,299円